

第112回運営委員会の協議状況

日時 平成22年11月30日(火) 13:30~15:30
場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室(4F)
出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、畑、浅見、法西、村岡、岡田、草薙、佐々木、田村、土谷、中川、山仲
(河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、吹田、山内、前田
(コンサルタント) 村上、梶谷

内容(協議結果)

1 「武庫川水系河川整備計画(案)」に関するパブリック・コメント手続の結果について

県よりパブリック・コメント手続の結果等について報告(資料1~6)の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

パブリック・コメントの結果について委員会への報告が終了したので、県は内部手続きを済ませて速やかに国土交通大臣へ整備計画(案)を同意申請する。

県は同意申請後、国の同意を待たず速やかに、県民に対して整備計画(案)の広報を行う。

委員会はパブリック・コメントの結果(案)について、国の同意を待たず速やかに公表(記者発表)することを要請した。

(主な意見等)

(1) パブリック・コメント手続の実施結果等について

- 資料1,2はパブリック・コメントの結果をまとめた資料、資料3は国土交通大臣へ同意申請する整備計画(案)、資料4は11月22日に設立した武庫川流域総合治水推進協議会において、県、流域7市で策定した推進計画、資料5,6はパブリック・コメント手続に供した整備計画(案)、推進計画【県案】から修正した頁を抜粋した資料である。なお、資料5,6の修文はパブリック・コメントの結果を受けた修文ではなく、県の自主的な修文である。パブリック・コメントに基づく修正はない。(県)
- 武庫川流域総合治水推進協議会の議事の概要はホームページに掲載する予定である。要綱等もあわせて掲載するようにする。(県)
- 提出のあった意見について、市別の分類はできているのか。(委員)
- 意見提出者は53者であり、流域市は46者で全体の86.6%となっている。なお、流域外県民が6者で11.3%、県外が1者で1.9%である。流域市46者の内訳は、神戸市4者、尼崎市3者、西宮29者、伊丹2者、宝塚7者、三田市1者、篠山市は提出者なしとなっている。(県)
- 同意申請の意思決定はこれからか。(委員)
- 現在決裁中である。(県)
- 同意申請の時期はいつ頃か。(委員)
- 国土交通省との調整があるが、できるだけ速やかに行う予定である。(県)
- 整備計画の広報はどの段階にするのか。国の同意を待たず速やかに実施するべきである。(委員)
- 国の同意をもって整備計画の正式な策定となるが、同意申請を終えれば広報するという考えは持っている。いつどのような形でやるかは検討中である。(県)

(2) パブリック・コメント実施結果の公表について

- パブコメの結果についてはどのように公表されるのか。(委員)
- 運営委員会資料として流域委員会のホームページに速やかに掲載する。(県)
- パブコメの結果についてはいつ記者発表するのか。(委員)

- ・ 国の同意が得られた後に、策定した計画とあわせて記者発表する。(県)
- ・ パブリック・コメントは知事が案を確定する際に行うものであるため、国の同意は関係ない。パブリック・コメントを県主体で実施したのにそれを早期にフィードバックしないのはおかしい。(委員)
- ・ 国との協議が残っており、国の意見によってパブリック・コメント結果にも影響が出る可能性があるため、混乱を招かないために最終決定した際に公表する。パブリック・コメント結果は、計画策定とあわせて公表するのが一般的である。今回報告したパブコメ結果は、途中の段階として流域委員会のホームページに公表させていただく。(県)
- ・ 委員会資料としてとりあげるだけでは住民に対して不誠実ではないか。国との協議によっては整備計画の中身が変わることはわかるが、パブコメ結果の扱いに変更が生じるわけではない。(委員)
- ・ さまざまな観点から見ているつもりであるが、国との協議によって新しい観点が入ってきたときに県の考えが変更になることもある。(県)
- ・ 意見提出者からすれば、出した意見はどうなったのかと気になる。流域委員会に報告すると同時に、意見提出者にも報告するのが筋ではないか。住民のことが念頭に入っていないのではないか。(委員)
- ・ 整備計画(案)は、同意申請すれば国の同意を待たずに広報するのに、パブリック・コメント結果は国の同意を待つのはおかしい。パブリック・コメントを受けて整備計画(案)を作成し、同意申請しているのに、順序が逆ではないか。(委員)
- ・ まだ途中段階であるから、記者発表は最終的に決まった後でよいのではないか。パブリック・コメントの結果は本日の資料をホームページに公開するので公表することになる。(県)
- ・ 運営委員会としては、パブリック・コメントの結果についてきちんと発表することを要請する。(委員)

(3) パブリック・コメント意見に対する県の考え方について

- ・ 資料1の「6 利水・環境対策 8(峡谷のハイキング道の保全等)」の県の考え方について、なぜ尼崎の森中央緑地の話がでてくるのかわからない。中央緑地の話を書くのは干潟造成を意識しているのかと思ったが、そこまで考えているのであればもう少し丁寧に書いたほうがよい。(委員)
- ・ 廃線敷のハイキングコース、あるいは峡谷そのものの価値は整備計画の中で評価している。なぜ廃線敷が残っているかということ、兵庫県が主体的にJRと協議をして福知山線の付け替えを行ったことに端を発している。ダムを整備する場合は、県は当事者となり、ダムを整備しない場合でも河川管理上関係ないとはいえないと思う。たとえ河川管理者は関係ないとしても、県行政として知らないということではできない。もう少し丁寧な答え方をしないと無責任な印象を受ける。(委員)
- ・ 廃線敷のトンネルや橋梁は土木遺産的な価値があることもあって観光ブームになっている。そういうことも確認されたのかはわからないが、安全性の話も含めて、いろんな側面からきちんと評価して、県も河川だけでなく総合的に検討するくらいの価値はあると思う。(委員)
- ・ 尼崎の森中央緑地の記載は、県立公園の整備のスタンスを入れたものであり、問題ないと思う。(県)
- ・ 流域委員会で一人当たりの都市公園の面積を今の3倍にすることを目標にすると聞いたように思うが、尼崎の森の整備が終われば、武田尾溪谷も公園として指定すれば面積が増えると思う。(委員)
- ・ 県の関係課と調整した内容であり、現在の計画上、都市公園も自然公園も当面は新たに整備する予定はないことを確認している。(県)
- ・ 廃線敷のことも含めて、ここで出た意見は、こういう意見もあるとして県の方で対処してもらうしかなく、公園をどうするかはここで議論しても仕方がない。(委員)
- ・ 法律上の立場も現時点では河川管理上必要ないということもわかるが、県として溪谷については「ハイカーと施設管理者の当事者間の問題である」というような突き放した考え方で通用するとは思えない。言葉をもう少し変えた方がよい。(委員)

2 その他

(1) 武庫川シンポジウムについて

「武庫川水系河川整備計画原案についての意見書（答申書）」で提案のあった「武庫川シンポジウム」については、3月下旬から4月上旬の土日に実施する方向で検討を進めている。開催日や出演者等のアウトラインが決まれば各委員に情報提供する。

(2) 今後の武庫川流域委員会の活動について

武庫川流域委員会は形の上では今年度末までの任期であるが、突発的な問題が生じない限り、今後、委員会は開催しない。

第112回運営委員会配付資料

（「武庫川水系河川整備計画(案)」に関するパブリック・コメント手続の結果について）

資料1 提出された意見等の概要とこれに対する考え方(案)

資料2 武庫川水系河川整備計画（案）に関するパブリック・コメント手続の結果概要

資料3 武庫川水系河川整備計画(案)

資料4 武庫川流域総合治水推進計画

資料5 武庫川水系河川整備計画(案) 修文箇所抜粋資料

資料6 武庫川流域総合治水推進計画 修文箇所抜粋資料